

2015 年 9 月 15 日 第 23 回ガスシステム改革小委員会資料

ガスシステム改革の詳細制度設計にあたって、消費者の立場からの意見

日本生活協同組合連合会
組合員活動部部長 二村 睦子

ガスシステム改革の詳細制度設計にあたって、消費者の立場から意見を述べます。

消費者にとって、今回の改革は、電力システム改革とセットで進められる中で、電気とともに都市ガスに関わる消費者の選択肢（料金体系、サービス、供給条件、小売事業者など）が拡大し、より低廉なガス供給がされることが期待されます。ただ、このような状況を生み出す前提として、公正で透明な競争市場が形成されること、また、市場において消費者は事業者に比べ情報力や交渉力において不利な立場にあることから、それを是正するために必要な行政の関与の仕組み（消費者基本法に基づく消費者政策）が必要です。

したがって、ガスシステム改革においては、

- ①消費者にとって、現実に競争している複数の選択肢（とくに事業者）が存在すること
- ②消費者が選択するにあたって必要な情報が容易に入手可能な状態にあること
- ③消費者が事業者などを切り替えるにあたっての障害（変更コストなど）が十分小さいこと

などの条件が原則としてすべての消費者に担保されるよう制度設計において配慮することが重要であると考えます。

特にこのことは、理論的な観点からだけでなく、現実のガス事業の現実を踏まえる必要があります。

前回の委員会において、特に②の点に関わって発言をさせていただきました。とりわけ、この点を強調した背景には、同種の家庭用ガス事業であるLPガス事業において、制度上は自由市場・自由料金であるにもかかわらず、実態的には長年にわたり公正で透明な市場が形成されていない、という背景があります。

「全国LPガス協会」がとりくまれている改革に向けたご努力（「LPガス販売指針」の3次改訂とその徹底を図っているこのこと）は評価いたしますが、全国レベルで見ると、「改善はこれから」と言わざるを得ません。LPガスを利用する多くの地方の消費者にとっては、地域にある事業者が隣のお宅にどのような料金体系でLPガスを供給しているかについては知るすべがなく、事業者の切り替えも大都市部を除けば、少ないのが実態です。この点については、でき

れば次回により具体的な資料をもとに、懸念の根拠を示したいと思いますが、こうした背景があった発言をしていることについて、ご理解をいただければと思います。

なお、今回の電気事業法・ガス事業法等の改正にあたって、日本生協連の浅田克己会長が衆議院経済産業委員会に参考人招致され、添付の資料に基づき、意見を述べさせていただきました。今後の検討にあたって、参考にさせていただければ幸いです。

添付資料**電気事業法等改正案（電力・ガスシステム改革）に関わる意見**

消費者の立場から、電気事業法等改正案に関わる意見を述べます。

電力・ガスシステム改革は、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故を契機に、従来の電力システムの抱える様々な限界が明らかになったことから、①安定供給を確保する、②電気料金・都市ガス料金を引き下げる、③消費者・需要家の選択肢や事業者の事業機会を拡大することを目的として進められていると理解しています。今回の法改正に伴う制度改革が、この目的にそって、よりよいものになることを願っています。

消費者にとって今回の改革は、電力・都市ガスに関わる消費者の選択肢（料金体系、サービス、発電源、小売事業者など）が拡大し、公正で透明な競争市場を通じて、より低廉な電気・都市ガスの供給が期待されます。このような状況を生み出すためには、消費者政策の一般的な必要性（事業者と消費者の情報や交渉力などの非対称性による消費者の権利擁護）に基づき、一定の行政関与が必要です。

それと同時に、電力・都市ガス分野では、消費生活における必需性、既存の供給事業者がきわめて規模が大きいことや、送配電部門（ガスは導管部門）の独占が継続されることなどから、その特殊性も踏まえ、消費者の権利を守るための行政の関与の仕組みも必要と考えます。

また、上記の仕組みは、電気、都市ガスだけではなく、現在すでに自由市場となっている LP ガス、灯油などを含む家庭用エネルギー全体を視野に置く必要があると考えます。

こうしたことから、現在、弊会では、より広い意味で、家庭用エネルギー全般にわたる消費者の権利を守るための政策制度のあり方を検討しています。その中で、本日は、今回の法改正にあたって、消費者にとって重要と思われる、以下の 4 点につきまして、意見を申し上げます。これらの点については、可能なものについては法案の修正、あるいは付帯決議に盛り込む方向でご検討いただき、詳細制度設計に活かしていただきたいと思います。

1. 消費者への情報公開・情報提供について

消費者が、電力・都市ガスの供給事業者や料金・サービスメニューなどに関わる情報を容易に得られ、選択できるようにするために、「料金体系・サービス・供給条件・電源構成」に関する消費者への情報提供とインターネット上での情報公開を義務づけ、消費者がそれらを容易に比較できるよう条件整備を図ることが必要であると考えます。

とくに、電源構成は「原子力発電」「石炭火力発電」「石油火力発電」「LNG 火力発電」「水力発電」「太陽光発電」「風力発電」「バイオマス発電」「地熱発電」など、具体的な発電源の名称と比率を示すことが望ましいと考えます。また、固定価格買取制度（FIT 制度）を活用した再生可能エネルギーの表示の取り扱いについては、国民・消費者の意見を十分聴いた上で、慎重に検討・判断していただきたいと思います。

2. 電力・ガス取引監視等委員会への消費者の参画・意見反映などについて

消費者の権利を守るために、電力・ガス取引監視等委員会の組織内に消費者代表が参画できる場を設置するなど、消費者の意見が適切に反映される組織的な保障を図ることを検討していただきたいと思います。

また、総合エネルギー市場が生まれることを想定した場合に、エネルギー間の枠組みを越えた対応も必要となることから、電力、都市ガスと競合・補完関係にある LP ガス、灯油などの家庭用エネルギーも監視等の対象に含めることが望ましいと考えます。

3. 小売事業者の切り替えなどに伴う苦情処理、紛争処理体制の強化について

消費者が小売事業者やサービスメニューなどを変更する際に、トラブルが発生する可能性があることから、そうした際に消費者の立場にたって苦情処理、紛争処理をできるような体制づくりを進めることが必要です。とくに、エネルギー分野の苦情処理には、一定の専門性が求められるため、従来の消費生活センターなどに加えて、より専門的な相談を受け付ける組織が必要であり、来年4月に家庭用の電力小売の自由化も始まることから早急に具体化を図ることを検討していただきたいと思います。

4. 送配電部門の法的分離（発送電分離）の確実な実施について

送配電部門の中立性の確保の観点から、2020年4月1日に確実に送配電部門の法的分離を行っていただきたいと思います。

以上